

意見書（案）第7号

生活保護を必要な人が必要なときに受けられるよう、制度の見直しを  
求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	嶋 崎 英 治
〃	〃	伊 沢 けい子

## 生活保護を必要な人が必要なときに受けられるよう、制度の見直しを求める意見書

厚生労働省は2021年1月6日、昨年10月分の生活保護申請は1万8,621件で、前年同月と比べて1.8%（335件）増加したと発表した。コロナ禍の影響で仕事や住まいを失い、生活保護申請は増え続けていると思われる。依然として、日本は先進国に比べて生活保護の捕捉率が低い。日本弁護士連合会の調査によると、2018年度の捕捉率は、韓国60%、イギリス87%、ドイツ85%、フランス90%に対し、日本は僅か19.7%にとどまっている。

日本の捕捉率が国際的に群を抜いて低い背景には、生活保護は恥だとする風潮や、住居のない人に集団生活を強いる無料低額宿泊所入所を前提としたり、親族への扶養照会など、申請をちゅうちょさせる制度設計がある。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、生活困窮者が増加する中、昨年12月、厚生労働省はウェブサイト「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と掲載した。

本来、生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために認められる権利（憲法第25条）であり、保護されるのではなく保障されるものである。諸外国を見ても、ドイツでは「社会扶助・求職者基礎保障」、フランスでは「積極的連帯所得等」、イギリスでは「所得補助・ユニバーサルクレジット等」、スウェーデンでは「社会サービス法に基づく経済的援助」、韓国では「国民基礎生活保障」という名称である。

しかし、申請をちゅうちょさせる制度そのものを変えなければ、今後も「ためらわずに相談する」ことは期待できない。福祉事務所が、いわゆる水際作戦で申請者を追い返すようなことがないよう国が厳正に指導すると同時に、ケースワーカーが寄り添った対応ができるような環境を整えることも必要である。誰一人取り残さない社会をつくるには、必要なときに必要な支援を受けられる制度へと見直していくことが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 名称を生活保護から生活保障に変更し、支援を必要とする全ての人が安心して利用できる制度として強化すること。
- 2 住まいを持たない申請者は、無料低額宿泊所ではなく、公営住宅や民間アパートに緊急入所できる制度を早急に構築すること。
- 3 生活保護費や事務費の自治体負担をなくし、国が負担することで、自治体の行革対象とさせないこと。

4 引下げが続いている生活保護基準の引上げを図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司